

第 3 号

3月18日（水）

## 平成27年第1回氷川町議会定例会会議録（第3号）

平成27年3月18日

午前10時00分開議

於 議場

### 1. 議事日程（第3日目）

- 日程第 1 各常任委員会の審査報告について
- 日程第 2 議案第 1号 氷川町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 2号 氷川町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 3号 氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 5号 氷川町土地開発基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 6号 氷川町図書館建設基金条例を廃止する条例について
- 日程第 7 議案第 7号 氷川町すこやか赤ちゃん出産祝金支給条例の制定について
- 日程第 8 議案第 8号 氷川町保育の実施に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 9 議案第 9号 氷川町墓地条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第10号 氷川町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第11号 氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第12号 氷川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第13 議案第13号 氷川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第14号 氷川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第15号 氷川町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第16号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制

定について

- 日程第17 議案第17号 氷川町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第18号 氷川町八火図書館条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第19号 平成26年度氷川町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第20 議案第20号 平成26年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第21 議案第21号 平成26年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第22 議案第22号 平成26年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第23 議案第23号 平成26年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第24 議案第24号 平成27年度氷川町一般会計予算について
- 日程第25 議案第25号 平成27年度氷川町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第26 議案第26号 平成27年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第27 議案第27号 平成27年度氷川町介護保険特別会計予算について
- 日程第28 議案第28号 平成27年度氷川町下水道事業特別会計予算について
- 日程第29 議案第29号 平成27年度氷川町宅地開発事業特別会計予算について
- 日程第30 議案第30号 定住自立圏形成協定の締結について
- 日程第31 同意第1号 氷川町教育長の任命について
- 日程第32 同意第2号 氷川町教育委員会委員の任命について
- 日程第33 要請第1号 合併特例債の適用期間の再延長を求める要請について
- 日程第34 発委第1号 氷川町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第36 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第37 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 追加日程第1 議案第31号 平成26年度氷川町一般会計補正予算（第6号）について
- 追加日程第2 発議第1号 合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番 河 口 涼 一	2 番 清 田 一 敏
3 番 長 尾 憲 二 郎	4 番 上 田 俊 孝
5 番 江 寄 悟	6 番 三 浦 賢 治
7 番 松 田 達 之	8 番 片 山 裕 治
9 番 米 村 洋	10 番 笠 原 良 一
11 番 上 田 健 一	12 番 永 田 義 昭

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 野 田 俊 明 書 記 河 野 香 織

6. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 藤 本 一 臣	副 町 長 平 逸 郎
教 育 長 太 田 篤 洋	総 務 課 長 陳 野 信 次
企画財政課長 森 田 寿 也	税 務 課 長 岩 本 博 美
町民環境課長 中 島 正	健康福祉課長 山 下 剛
農業振興課長 尾 村 幸 俊	農地整備課長 前 田 昭 雄
建設下水道課長 前 崎 誠	総務振興課長 木 本 栄 一
商工観光課長 西 田 美 子	会 計 管 理 者 濤 岡 美 智 代
学校教育課長 稲 田 和 也	生涯学習課長 沖 村 眞 一
農業委員会事務局長 草 野 信 一	代表監査委員 本 田 孝 志

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（永田義昭君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

-----○-----

**日程第1 各常任委員会の審査報告について**

○議長（永田義昭君） 日程第1、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（笠原良一君） 皆さん、おはようございます。

総務文教常任委員会審査報告をいたします。

当委員会に付託されました議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告を申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、条例8件、予算2件、その他2件であります。

当委員会は、3月10日午前10時、役場2階大会議室で関係課長より説明を求めながら審査を行いました。審査経過の概要につきましては、別紙に質疑及び回答を記載いたして一覧表を添付しておりますので、主な要約と結果を報告します。

議案第1号、氷川町行政手続条例の一部を改正する条例について質疑をいたしました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号、氷川町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定については、質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号、氷川町一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑しました。

次に、議案第5号、氷川町土地開発基金条例の一部を改正する条例について質疑しました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号、氷川町図書館建設基金条例を廃止する条例、議案第16号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第17号、氷川町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定については、質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号、氷川町八火図書館条例の一部を改正する条例について質疑しました。

次に、議案第19号、平成26年度氷川町一般会計補正予算（第5号）について

は、歳入については質疑及び意見はなく、歳出においては総務管理費の負担金補助及び交付金で、住民主役のまちづくり補助金、同じく総務管理費の委託料で、人口ビジョンについて、さらに消防費の災害対策費で消防備蓄品について質疑しました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号、平成27年度氷川町一般会計予算については、歳入において財政調整基金について質疑しました。歳出において財産管理費の委託料、備品購入費、振興局費の委託料、工事請負費、企画費の委託料について質疑しました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号、定住自立圏形成協定の締結については、フードバレー構想をはじめとした八代市との協議の進捗状況について質疑しました。担当課長が、「協定書の中に書かれている政策・分野について考えられる取り組みは検討しているところです。協議のスケジュールは、今後煮詰めてまいります。」と回答されました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、関係課長が退席した後に、総務文教常任委員会に付託されました要請第1号、合併特例債の適用期間の再延長を求める要請について審査しましたので、審査結果をご報告いたします。合併特例債は、地域の一体性の確立及び均衡ある発展のため、市町村建設計画に基づく建設事業への財源措置として、合併年度及びこれに続く10カ年を限度として発行できことで創設されました。その後、平成24年に合併特例債延長法が成立し、東日本大震災の被災地以外の合併市町村に対して、合併特例債発行期間の5年間延長がなされました。しかしながら、アベノミクス効果による建設需要の増大や東日本大震災の復興促進、2020年の東京オリンピック・パラリンピック決定に伴う関連施設整備などにより、建設材料の高騰や技術者の不足が見られ、自治体における入札不調が増え、建設事業年度の延長を余儀なくされる合併市町村が続出することが懸念されます。こうしたことから、総務文教常任委員会では、合併基盤整備が円滑かつ計画的に実施できるよう、全員一致で本要請を採択すべきものに決定しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。各議員におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げまして、総務文教常任委員会の審査報告を終わります。

[「議長、休憩願います。」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時09分

再開 午前10時15分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務文教常任委員長（笠原良一君） どうもすみませんでした。

議案第3号と議案第18号の採決の結果は、全員賛成で可決すべきものと決しました。これを追加します。どうもすみませんでした。

○議長（永田義昭君） 次に、産業建設厚生常任委員長。

○産業建設厚生常任委員長（三浦賢治君） 皆さん、おはようございます。

産業建設厚生常任委員会審査報告をいたします。

当委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の結果並びに結果についてご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、条例9件、予算11件であります。当委員会は、3月11日午前、立神峡里地公園を商工観光課長立ち会いのもと、現地調査を実施いたしました。この現地調査は、指定管理者の意向に伴い、同公園の現状を把握しておく必要があるとのことで実施しました。修理が必要な箇所など、幾つかの改善が必要な箇所が見られましたが、商工観光課長が今後の対応を予定していると答えました。

その後、役場2階大会議室で関係課長より説明を求めながら議案審査を行いました。

審査経過の概要につきましては、議案第7号、氷川町すこやか赤ちゃん出産祝金支給条例の制定について質疑しました。委員から、条文の内容について説明を詳細に求めました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号、氷川町保育の実施に関する条例を廃止する条例について、議案第9号、氷川町墓地条例の一部を改正する条例について、議案第10号、氷川町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について、議案第11号、氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について、議案第12号、氷川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、議案第13号、氷川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第14号、氷川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第15号、氷川町下水道条例の一部を改正する条例については、質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決

すべきものと決しました。

次に、議案第19号、平成26年度氷川町一般会計補正予算（第5号）については、歳入については質疑及び意見はなく、歳出においては、委員が、農業振興費の負担金補助及び交付金でそれぞれの負担金及び補助金の内容を質問しました。担当課長が、熊本県いぐさ畳表活性化連絡協議会負担金をはじめ、町農業収入安定化事業費補助金、いぐさ・畳表生産体制強化緊急対策事業、氷川町農業元気づくり支援事業費補助金等について説明しました。また、委員が、畳表の張替事業の現状を質問しました。担当課長が、「本年度は概ね800枚程度の予定をしていたが、70%程度の取り組みがあり、約570枚程度の実施がありました。」と答えました。さらに、委員から、「農家の方が経営体育成支援事業あるいは人・農地プラン等の相談に来られた場合には、できる限り分かりやすく説明してほしい」との要望がなされました。そして、委員から、「町農業収入安定化事業費補助金で、園芸農家の農業共済掛金が上がったので、今回から増額するとの理解でよいのか」との質問に対し、担当課長が、「そのとおりです。」と答えました。関連質問で、委員から、「それは施設の資材がグレードアップしたためか」との質問に対して、担当課長が、「資材としてはグレードアップに関わらず、2年前の阿蘇地方の被害において、なかなか共済が下りなかった経緯から、少しでも掛金を上げて手厚く農家を救済しようとされるものです。」と答えました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第20号、平成26年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第21号、平成26年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第22号、平成26年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第23号、平成26年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号、平成27年度氷川町一般会計予算については、歳入においては質疑はなく、歳出において衛生費の塵芥処理費で、委員から、「指定ごみ袋の1枚当たり単価はどれくらいなのか」という質問に対し、担当課長が、「購入については、大が10.8円、小が8.8円です。販売については、大が20円、小が10円です。」と答えました。同じく、衛生費の塵芥処理費で、委員から、「生ごみを減量するという方針があるにも関わらず、生ごみ処理機購入費助成金の25万円は少なすぎるのではないか」との質問に、担当課長が、「町としても生ごみの減量化は考えている。状況としては、生活から出る一般収集の量と、食堂などの業者さんから出る産廃に近い一般廃棄物が同量で、それぞれ100トンあります。そのの



ところが今後の検討課題であります。また、現在、生ごみ処理機の補助金は電気式を対象としていますが、そのこのところの見直しも必要かなと考えています。電気代がもったいないという方や、町内で売っていないという声も多くありますので、電気を使わないコンポスターの検討をしていきます。」と答えました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号、平成27年度氷川町国民健康保険特別会計予算について、議案第26号、平成27年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第27号、平成27年度氷川町介護保険特別会計予算について、議案第28号、平成27年度氷川町下水道事業特別会計予算について、議案第29号、平成27年度氷川町宅地開発事業特別会計予算については、質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。

各議員におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願い申し上げます。産業建設厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（永田義昭君） 以上で各常任委員長の報告は終わりました。

これから、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

-----○-----

## 日程第2 議案第1号 氷川町行政手続条例の一部を改正する条例について

○議長（永田義昭君） 日程第2、議案第1号、氷川町行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第2号 氷川町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

○議長（永田義昭君） 日程第3、議案第2号、氷川町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第3号 氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（永田義昭君） 日程第4、議案第3号、氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第5号 氷川町土地開発基金条例の一部を改正する条例について

○議長（永田義昭君） 日程第5、議案第5号、氷川町土地開発基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第6 議案第6号 氷川町図書館建設基金条例を廃止する条例について

○議長（永田義昭君） 日程第6、議案第6号、氷川町図書館建設基金条例を廃止する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第7 議案第7号 氷川町すこやか赤ちゃん出産祝金支給条例の制定について

○議長（永田義昭君） 日程第7、議案第7号、氷川町すこやか赤ちゃん出産祝金支給条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 私は、この議案第7号、氷川町すこやか赤ちゃん出産祝金支給条例の制定について、反対討論をいたします。

今回、このすこやか赤ちゃん出産祝金支給条例、提案された理由について、町長のほうからお話を聞いたところです。まず、基本的にこの出産祝金1,000万円が予算として計上されていますけれども、果たしてその費用対効果も含めて、この1,000万円が有効に活用できる条例なんだろうかということを、いろいろ勉強をしてみました。総合振興計画の中にこれは謳われていないし、多分、どこかの

町でやられているものを町長が持ってこられて、うちでもやろうという気持ちで提案されたんじゃないかな。突然出てきた出産祝金支給なんです。

私は、このようなすこやか赤ちゃん出産祝金を1子目から3子目まで10万円、4子については30万円、5子について50万円を支給することについては、効果は私はもうほとんどないと思います。それよりも今やっている第3子について、2歳まで保育料を無料化している、そういうものを枠を拡げて、保育料の無料化の方向に進めていく、少なくとも保育所での給食費の無料化を進める、また小学校での給食費の無料化を進める、そのような方向で、この大切な税金を使ってほしい。生まれました、町長が行って、はい、おめでとうございます。10万円です。5子目に50万円です。そのような支給の仕方は私は好ましくないと思います。

実際、出産一時金、今42万円ですか、国から来ていますけれども、国のほうからの指示で42万円の支給がなされています。これにも町は3分の1、14万円でしたか、これを単費として国保税から払っているんです。出産費用として、その42万円という出産費用は概ねかからない、残ります。この提案理由に書いてあります、少子高齢化社会に対応する活力ある社会を築くために、10万円の祝い金をやりますというのは、やっばり的が外れております。住民生活の安定のために10万円をやります、これも違うと思います。税金1,000万円を使う方向が私はどうも間違っているんじゃないかな。

また、この内容につきましても、まだ熟慮することがたくさんあります。受給後、引き続き1年間住んどかなければいけませんよ、生まれたときに10万円やりませんが、1年後にもしいなかつたら、その10万円、町長が返還を命ずることができると書いています。1年いなければ、その有効な10万円をもらう条件が整わないのに、一番最初から渡す、1年後に渡すということであれば、生まれたときに氷川町で1年後に、1歳の誕生日に渡すとなれば、それは10万円を取り返す必要がなくなります。いなくなったら、追っかけて取り返しに行かなければならないような条例では条例の中でも不備じゃなからうかと思えます。

私は、ここに今、「「バカになれる男」の魅力」という潮風さんが書いた本を持っていますが、私の大先輩の議員さんが、私にこのように言われます。「江寄議員は役場に30年間いて何でも知ってるから、そんなにいろいろ聞かなくて、知ってるのは聞かなくて、課長たちをいじめるなよ。」と、大先輩が言われました。私は、この議会で発言させてもらうのは、私たち仲間12人の議員の情報共有をしたい。私だけ知っていればいいということではない。課長たちにお話をするのも、課長さん、こういうやり方もあるんじゃないですかということ、私は議会で発言しているんです。

今回の条例、ほかの条例も含めて、非常に条例の提案の仕方に不備が多すぎます。そういう意味でも、私は今回のこのすこやか赤ちゃん、もっと執行部で練ってほしかった。もっとやることはないか、大切な大切な税金1,000万円をもっと有効に使えるところはないか。課長たちは町長に進言すべきですよ。そういうふうには私は思います。

よって、このすこやか赤ちゃん出産祝金支給条例、やめたほうがいいです。取り下げさせていただきたいということで、私は反対討論といたします。

○議長（永田義昭君） ほかにありませんか。上田俊孝議員。

○4番（上田俊孝君） 私は賛成意見で討論させていただきます。

この祝い金そのものは、大変意義があります。1子から10万円の祝い金、大変広大なお金です。特に民間企業にお勤めの方は、経済的厳しい中、大変価値のあるお金です。条例が可決され、4月1日以降出産する方は家族ともに大変嬉しいことじゃないでしょうか。氷川町に住んでよかったなと必ず思われるのではないのでしょうか。10万円のお祝い金を貰って怒られる方は誰もいらっしゃいません。私もこの条例案を他の市町村の方にお伝えしたら、「わあ、私も氷川町に住んどけばよかった。」という意見の方がほとんどです。よくぞ、藤本町長、政治姿勢の誠の精神で決断されました。自他の精神、町民の喜びは、私たち、藤本町長、職員の喜びでもあります。自ら助けるものでなければ、天は助けません。また、この子どもは国の宝です。他に移られても同じ日本国じゃないですか。まさに地方創生から日本創生の源になります。

最近、暗い話が多い中、これを起爆剤として、氷川町民が元気になるきっかけになるんじゃないでしょうか。信成万事信ずれば成る、万事良しということで、私は賛成意見といたします。

○議長（永田義昭君） ほかにありませんか。米村議員。

○9番（米村 洋君） 今、上田議員が賛成討論したけれど、ちょっと私も賛成討論をいたしたいと思いますけど、この条例制定の条文について、可否を論ずるということ自体が議員として、町民の代表、代弁者としての使命感を自ら放棄しているといわれても仕方がないのではないのでしょうか。条例の趣旨・目的についての問題意識を持たないといけないと思います。我が国ももちろんのこと、地方自治体が抱える少子化対策は大きい問題であります。赤ちゃん誕生、出産、出生の推進を図る条例制定について、町長が少子化対策において真剣に取り組む姿勢、その条例制定を議会に提案したということにおいては、議会は全会一致をもって協力することではないかと思います。この条例を出した藤本行政に対し、高い評価をいたしたいと思います。

また、条例施行後において、問題があれば改正をすればよいことであって、何事であっても「隗より始めよ」という言葉があります。この少子化対策に対して、一石も二石も布石を打たなければ、この少子化対策の改善策はなかなか実現できないと思います。赤ちゃん誕生の条例の制定について、これは江寄議員が言われるように、福祉とは幸福ということを言われました。この制定について町民の福祉、また子どもさんを生む人たちの福祉向上に寄与することにおいて間違いないと思います。よって、賛成討論といたしたいと思います。

○議長（永田義昭君） ありませんね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立多数です。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第8 議案第8号 氷川町保育の実施に関する条例を廃止する条例について

○議長（永田義昭君） 日程第8、議案第8号、氷川町保育の実施に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第9 議案第9号 氷川町墓地条例の一部を改正する条例について

○議長（永田義昭君） 日程第9、議案第9号、氷川町墓地条例の一部を改正する条例

についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第10号 氷川町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について

○議長（永田義昭君） 日程第10、議案第10号、氷川町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第11号 氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（永田義昭君） 日程第11、議案第11号、氷川町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第12号 氷川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

○議長（永田義昭君） 日程第12、議案第12号、氷川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第13号 氷川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（永田義昭君） 日程第13、議案第13号、氷川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。



これから、議案第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第14号 氷川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（永田義昭君） 日程第14、議案第14号、氷川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第15号 氷川町下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（永田義昭君） 日程第15、議案第15号、氷川町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第16号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（永田義昭君） 日程第16、議案第16号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第17号 氷川町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

○議長（永田義昭君） 日程第17、議案第17号、氷川町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第18号 氷川町八火図書館条例の一部を改正する条例について

○議長（永田義昭君） 日程第18、議案第18号、氷川町八火図書館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 議案第19号 平成26年度氷川町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（永田義昭君） 日程第19、議案第19号、平成26年度氷川町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 議案第20号 平成26年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第

3号) について

○議長（永田義昭君） 日程第20、議案第20号、平成26年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第21 議案第21号 平成26年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（永田義昭君） 日程第21、議案第21号、平成26年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第22 議案第22号 平成26年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（永田義昭君） 日程第22、議案第22号、平成26年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第23 議案第23号 平成26年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（永田義昭君） 日程第23、議案第23号、平成26年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第24 議案第24号 平成27年度氷川町一般会計予算について

○議長（永田義昭君） 日程第24、議案第24号、平成27年度氷川町一般会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛

成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第25 議案第25号 平成27年度氷川町国民健康保険特別会計予算について

○議長（永田義昭君） 日程第25、議案第25号、平成27年度氷川町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第26 議案第26号 平成27年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（永田義昭君） 日程第26、議案第26号、平成27年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 27 議案第 27 号 平成 27 年度氷川町介護保険特別会計予算について

○議長（永田義昭君） 日程第 27、議案第 27 号、平成 27 年度氷川町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 27 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第 27 号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 28 議案第 28 号 平成 27 年度氷川町下水道事業特別会計予算について

○議長（永田義昭君） 日程第 28、議案第 28 号、平成 27 年度氷川町下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 28 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第 28 号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 29 議案第 29 号 平成 27 年度氷川町宅地開発事業特別会計予算について

○議長（永田義昭君） 日程第 29、議案第 29 号、平成 27 年度氷川町宅地開発事業特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第30 議案第30号 定住自立圏形成協定の締結について

○議長（永田義昭君） 日程第30、議案第30号、定住自立圏形成協定の締結についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、教育長、退席をお願いいたします。

[教育長 退席]

-----○-----

### 日程第31 同意第1号 氷川町教育長の任命について

○議長（永田義昭君） 日程第31、同意第1号、氷川町教育長の任命についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第1号、氷川町教育長の任命についてを採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]



○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

ここで教育長の入場を許可します。

[教育長 入場]

-----○-----

日程第32 同意第2号 氷川町教育委員会委員の任命について

○議長（永田義昭君） 日程第32、同意第2号、氷川町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第2号、氷川町教育委員会委員の任命についてを採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

-----○-----

日程第33 要請第1号 合併特例債の適用期間の再延長を求める要請について

○議長（永田義昭君） 日程第33、要請第1号、合併特例債の適用期間の再延長を求める要請についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、要請第1号を採決します。

本案に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、要請第1号は委員長報告のとおり採択されました。

-----○-----

日程第34 発委第1号 氷川町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（永田義昭君） 日程第34、発委第1号、氷川町議会委員会条例の一部を改正

する条例についてを議題とします。

発委第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第1号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから発委第1号を採決します。

本案は、原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時05分

再開 午前11時11分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ただいま町長より議案第31号が、上田俊孝君から発議第1号がそれぞれ提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第2までを議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。

議案第31号から発議第1号までを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第2までとして議題にすることに決しました。

-----○-----

追加日程第1 議案第31号 平成26年度氷川町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（永田義昭君） 追加日程第1、議案第31号、平成26年度氷川町一般会計補正予算（第6号）についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） それでは、議案第31号、平成26年度氷川町一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明いたしたいと思ひます。

平成26年度氷川町一般会計補正予算（第6号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでござひます。

予算書の1ページを開けてご覧ください。第1条、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ176万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億7,336万2,000円とする補正予算でござひます。

今回提出いたします補正予算につきましては、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、地方創生先行型の事業に伴うものでござひます。国との概算申請書の協議によりまして、3月13日に回答がござひまして、国の最終的な見解が示されたところでござひます。

その内容でござひますが、まず防災備蓄用品事業について、国の概要説明では交付対象事業ということでありましたが、示された新たな国の統一見解といたしましては、町が消耗品として購入することとしておりました防災備蓄用品につきましては、国は備品とみなすということとござひますので、事業に係る備品の割合が50%以下に抑えなければならないということとござひます。備蓄用品の購入のみでは対象事業として扱うことはできないとされましたので、防災備蓄用品の購入について、今回、対象事業から外しますということとござひます。予算を減額補正するものでござひます。

また、当該事業に充当しておりました交付金につきましては、地域活性化総合交付金（自主防災組織運営交付金）事業と住民主役のまちづくり補助金事業へ増額充當いたしたいと思っております。

また、農業収入安定化事業につきましては、農業収入の安定化策として農業収入安定化事業補助金と他の事業を組み合わせる実施することが必要と示されましたので、関連性の高い農業元気づくり支援事業を今回の交付金対象事業として追加いたしまして実施するものでござひます。

なお、追加実施に伴い、農業収入安定化事業に充てておりました交付金のうち、200万円をこの元気づくり支援事業に充てることにいたしてあります。

それでは、繰越明許費からご説明申し上げたいと思ひます。4ページをご覧ください。追加で25款、農林水産業費、5項、農業費の農業元気づくり支援事業の333万4,000円につきましては、先ほど申し上げましたが、交付金事業に追加して取り組むものでござひます。内容といたしましては、農業資材や病虫害予防薬等購入費の30%補助を追加し、安定した農業を図るとともに、農業後継者離れの抑止や新規就農につなげる目的で実施するものでござひます。

40款、5項、消防費の防災備蓄用品整備事業につきましては、国の交付金事業の対象事業から外れましたため、今回、繰越事業から廃止するものでございます。

続きまして、歳出からご説明申し上げたいと思います。8ページをご覧ください。10款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費の補正額の財源内訳で、一般財源の180万円を減額し、国庫支出金へ組み替えるものでございます。

13目、振興局費につきましても、財源内訳の一般財源270万円を減額し、国庫支出金へ組み替えるものでございます。

25款、農林水産業費、5項、農業費、10目、農業振興費、19節、負担金補助及び交付金につきましては、先ほど申し上げましたが、農業収入安定化事業での農業共済掛金補助だけでなく、今回、追加補正する農業元気づくり支援事業補助金を取り入れ対象事業にするもので、333万4,000円を増額補正するものでございます。

40款、5項、消防費、25目、災害対策費、11節、需用費の510万円の減額補正につきましては、先ほど申し上げましたが、国の概算申請協議によりまして、防災備蓄用品の購入のみでは対象事業と認められないと最終見解が出されたので、補正するものでございます。

続きまして、歳入のほうをご説明いたしたいと思います。7ページをご覧ください。90款、5項、5目の繰越金、5節、前年度繰越金の176万6,000円の減額につきましては、補助対象事業といたしておりました消防費の防災備蓄用品事業分の510万円の減額分と、農業収入安定化事業へ追加しました農業元気づくり支援事業補助金333万4,000円を差し引きました金額でございます。

以上で、平成26年度氷川町一般会計補正予算（第6号）について説明を終わらせていただきます。

○議長（永田義昭君） これから質疑を行います。質疑はありますか。江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 今、議案第19号で一般会計補正予算を、ほんの今、通したばかりのところの補正をやりますということです。先ほど、私、反対討論の中で、途中漏らしていたので、それを少し、今回ここで質問するのも、それと関わりがありますので、少しすみませんけれども、先ほど「「バカになれる男」の魅力の本」というのがありますよ、そこにこう書いてあるんです。これを言わなかったから話が、あとつながらなかつたんですけれども、「波風を立てるべきときには波風を立てなければいけませんよ。なぜ黙って見ているの。知ってて言わないのはどうしてなの。」そういうことがありまして、私は今回の補正予算、今通したばかりの防災備蓄用品を3月13日に国は許可をしたけども、3月13日に国がまた意見が変わったという話なので、ここの詳細説明を担当課長のほうにお願いしたいと思いま

す。というのは、50%以下にしなければというのがよく分からない。防災備蓄用品510万円は全額、予算としては地域活性化交付金を全額使っているんじゃないかな。50%以下にしなければという説明は、どういう意味なのかをちょっと教えていただきたい。

○議長（永田義昭君） 企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） これにつきましては、備品購入費というのはソフト事業の中のその備品購入費が50%以内に抑えてくださいという意味でございます。これにつきましては、概算申請書というものをうちから国のほうにやっております。その中で国のほうが全国的なやつを全部審査しまして、これは全国でもほとんどやっぱり備品が上がっていったんですけども、国の見解といたしましては消耗品ですけども、備品という扱いでしますということで、そのソフト事業の中の50%のその備品、例えば消耗品あたりは使ってもいいですけども、その全額を使うことはできませんよという統一見解が出ましたので、ここで組み替えさせていただいているところでございます。

○議長（永田義昭君） 休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時23分

再開 午前11時24分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

江寄議員。

○5番（江寄 悟君） ということは、今回510万円上げたのは、その国が言う備品部分というのが50%に満たなかったんで、この交付金の対象にならなくなってしまった。だから、今回は取り下げざるを得ないという意味ですかね、基本的には。それなら理解ができますけど。

○議長（永田義昭君） 企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） 今回上げたのは、備品、消耗品を100%上げているんですよ。そのソフト事業というのを、中をしなくてはなりません。例えば、PRしたりとか、そういうのをしたところで、そのうちの50%が備品、消耗品を使えますよということでございますので、うちの場合は100%備品、消耗品をそれに充てますということでしてございますので、今回、対象外にさせていただいているということでございます。

○議長（永田義昭君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。本案は、原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 追加日程第2 発議第1号 合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書について

○議長（永田義昭君） 追加日程第2、発議第1号、合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書についてを議題にします。

提出者の上田俊孝議員の説明を求めます。

○4番（上田俊孝君） 皆さん、改めまして、こんにちは。

発議第1号、提出者、上田俊孝、賛成者、清田一敏議員。

合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書について。

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

合併特例債は、合併市町村における地域の一体性の確立及び均衡ある発展のため、市町村建設計画に基づく建設事業への財源措置として合併年度及びこれに続く10カ年を限度として発行できることで創設されました。

その後、未曾有の被害をもたらした東日本大震災の教訓から、多くの合併市町村で各種建設事業計画の見直しが行われ、特例債発行期間内の事業完了が困難であることから、東日本大震災の被災地を除く合併市町村に対して合併特例債発行期間の5年間延長がなされているところです。

しかしながら、アベノミクス効果による建設需要の増大や東日本大震災の復興促進、2020年の東京オリンピック・パラリンピック決定に伴う関連施設整備などにより、建設資材の高騰や技術者の不足が見られ、全国の自治体で入札不調が急増し、建設事業年度の延長を余儀なくされる合併市町村が続出することが懸念されます。

こうしたことから、合併基盤整備事業が円滑かつ計画的に実施できるよう、政府におかれましては被災市町村以外の合併特例債の発行期限を東日本大震災で被災した合併市町村と同様の期間となるよう延長されることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年3月18日。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣様。氷川町議会議長 永田義昭。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（永田義昭君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。本案は、原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第35 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（永田義昭君） 日程第35、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

### 日程第36 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（永田義昭君） 日程第36、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務文教常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました調査活動に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

### 日程第 3 7 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（永田義昭君） 日程第 3 7、産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

産業建設厚生常任委員長から、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配りました調査活動に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成 2 7 年第 1 回氷川町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前 1 1 時 3 2 分



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日 氷川町議会議員 永 田 義 昭

平成 年 月 日 氷川町議会議員 清 田 一 敏

平成 年 月 日 氷川町議会議員 長 尾 憲二郎